

【ベトナム】改正報道法の制定

海外立法情報課 澁谷 由紀

* 2025年12月、報道活動に対する国家の管理の強化、取材源秘匿権の制限の強化及び下位法令への委任による政府の裁量拡大を特徴とする改正報道法が制定された。

1 背景と経緯

ベトナムでは、新聞、雑誌、テレビ等全ての報道はベトナム共産党（以下「党」）の指導下に置かれ、民間による報道は存在しない¹。しかし近年、民間ソーシャルメディアの台頭、雑誌等によるニュースの発信により、報道活動に対する国家の管理が不十分になっていた²。そこで、2025年12月10日、51か条から成る改正報道法³（以下「改正法」）が国会で可決された。改正法は、2016年に制定された従来の報道法⁴（以下「旧法」）に比べ、①報道活動に対する国家の管理の強化、②取材源秘匿権の制限の強化、③下位法令への委任による政府の裁量拡大を特徴とする。改正法は、一部条項を除き、2026年7月1日から施行される。

2 改正法の主な内容

(1) 報道活動に対する国家の管理の強化

(i) 雑誌に掲載可能な情報の制限

雑誌は、許可証に記載された目的等に沿って専門的な情報や記事等を掲載するもので、ニュースは発行元及びその関連分野の活動に関連する場合のみ掲載できる（改正法第2条第15項）。

(ii) 報道の位置付けの新設

従来、報道の任務等として、①国及び世界の状況に関する公正な情報を知らせ、国及び人民⁵の利益に資すること、②党の路線及び方針、国家の政策及び法律並びにベトナム及び世界で達成された成果を宣伝すること等が定められていた（旧法第4条第2項）。改正法ではこの内容がほぼ継承される一方（第3条第3項）、ベトナム社会主義共和国の報道は、革命的報道であり、民族解放革命と密接に結び付き、祖国社会主義ベトナムを建設及び防衛し、並びに専門的、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月7日である。[]内は著者の補記である。

¹ Vu Thanh Van, “The new media landscape and the challenges for local policy communication in Vietnam,” *Comparative Studies of Public Administration*, XIII (2020), [2020], p.28. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000695476.pdf> なお、国境なき記者団は、2025年のベトナムの報道自由度を、世界180か国中173位にランキングしている。Reporters Without Borders, “RSF World Press Freedom Index 2025: Economic fragility a leading threat to press freedom,” <https://rsf.org/en/rsf-world-press-freedom-index-2025-economic-fragility-leading-threat-press-freedom?year=2025&data_type=general>

² Trần Ngọc Hà and Trần Đức Anh, “Hướng tới Kỷ niệm 100 năm Báo chí cách mạng Việt Nam: Bài 4 - Nhận diện những khó khăn, thách thức trong hoạt động báo chí hiện nay,” Báo điện tử *Pháp luật Việt Nam*, 2024.6.17. <<https://baophapluat.vn/huong-toi-ky-niem-100-nam-bao-chi-cach-mang-viet-nam-bai-4-nhan-dien-nhung-kho-khan-thach-thuc-trong-hoat-dong-bao-chi-hien-nay-post515857.html>>

³ Luật số 126/2025/QH15 của Quốc hội: Luật Báo chí. <<https://congbao.chinhphu.vn/van-ban/luat-so-126-2025-qh15-468687.htm>> Luật số 126/2025/QH15 は第15期国会が2025年に制定した126番目の法律をいう。

⁴ Luật số 103/2016/QH13 của Quốc hội: Luật Báo chí. <<https://congbao.chinhphu.vn/van-ban/luat-so-103-2016-qh13-19612.htm>>

⁵ 人民とは、工員、農民、小資本家及び民族資本家という四階級並びにその他の愛国的分子のことである。Châu Thành, “Tìm hiểu quan niệm của Chủ tịch Hồ Chí Minh về khái niệm nhân dân Việt Nam,” Communist Party of Vietnam website <<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/c-mac-angghen-lenin-ho-chi-minh/ho-chi-minh/nghien-cuu-hoc-tap-tu-tuong/tim-hieu-quan-niem-cua-chu-tich-ho-chi-minh-ve-khai-niem-nhan-dan-viet-nam-2436>> なお、人民の現行憲法上の定義はない。

人道的及び現代的に活動するものという位置付けが追加された（改正法第3条第1項）。

（iii）厳禁行為の追加

厳禁行為のうちの一つである、「反ベトナム社会主義共和国の情報を掲載し配布する行為」の例として、「党の路線及び方針並びに国家の政策及び法律を歪〔わい〕曲すること」が追加された（改正法第8条第1項）。

（iv）報道機関設立許可条件の変更

従来、省レベル⁶又は省レベル相当以上の、党の機関、国家の機関、政治 - 社会組織⁷、宗教組織等は、「報道機関を設立できる」とされていた（旧法第14条第1項）。改正法では、これらの機関、組織等は、「報道活動許可証の交付を申請できる」とされた（改正法第17条第1項）。報道活動許可証の交付は文化・スポーツ・観光省が行う（改正法第18条第1項）。

（2）取材源秘匿権の制限の強化

従来、報道機関及びジャーナリストは、重大犯罪の捜査、起訴、裁判のため、省レベル及び省レベル相当以上の人民検察院⁸院長及び人民裁判所長官が書面で要求した場合を除き、情報提供者の身元を公表しない権利及び義務を有すると定められていた（旧法第38条第4項）。改正法では、公安省の捜査機関の長及び省レベルの公安の捜査機関の長も、情報提供者の身元公表を要求できることになった（改正法第31条第4条）。

（3）下位法令への委任による政府の裁量拡大

従来、条文内で規定されていた内容が下位法令に委任され⁹、政府の裁量の範囲が拡大した。

（i）新聞、雑誌等における所轄機関等の回答

従来、報道機関の長は、公民¹⁰が（新聞、雑誌等において）提示した問題について、（その問題の）所轄機関等に回答を要求する権利を有するとされ、所轄機関等は要求された日を含め30日以内に（新聞、雑誌等において）回答する責任があった（旧法第39条第1項）。改正法では、報道機関の長は、所轄機関等に対し、回答を行うよう提案する権利を持つ（改正法第32条第1項）。旧法にあった回答期限に関する規定は、詳細は政府が定めることとされ（改正法第32条第3項）、改正法に引き継がれなかった。

（ii）外国の報道機関等のベトナムにおける報道活動

外国の新聞社、領事館、非政府組織等による活動等は、所轄機関の承認を得て実施できるという旧法第56条第1項の内容が、改正法第47条第1項に引き継がれた。一方、非常駐の外国特派員についての規定（旧法第56条第2項）、外国報道機関の常駐事務所設置に関する規定（旧法第56条第4項）、常駐外国特派員の活動に関する規定（旧法第56条第7項）等については、詳細は政府が定めることとされ（改正法第47条第2項）、改正法に引き継がれなかった。

⁶ ベトナムの地方行政体制は、省レベル（日本の都道府県に相当）及び社レベルの2層から成る。澁谷由紀「【ベトナム】改正地方政権組織法の制定」『外国の立法』No.305-2, 2025.11, p.20. <<https://doi.org/10.11501/14538429>>

⁷ 政治 - 社会組織とは、労働総同盟や婦人連合会等、大衆組織の一種である。白石昌也「党・国家機構概観」『ベトナムの国家機構』明石書店, 2000, p.42.

⁸ 人民検察院は、公訴権を行使し、司法活動（捜査、刑事・行政・民事事件等の解決及び裁判の執行等）において、機関、組織及び個人の行為及び決定が合法かどうかを検査する機関である。（「人民検察院組織法」第2条第1項、第4条第1～2項）。Luật số 63/2014/QH13 của Quốc hội: Luật tổ chức Viện kiểm sát nhân dân. <<https://congbao.chinhphu.vn/van-ban/luat-so-63-2014-qh13-12676.htm>>

⁹ 今回の改正により、条文数は61（旧法）から51（改正法）に削減された。

¹⁰ 現行の「2013年憲法」（第17条）によれば、公民とは、ベトナム国籍者のことである。Văn bản hợp nhất số 52/VBHN-VPQH của Văn phòng Quốc hội: Hiến pháp nước Cộng hòa Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam. <<https://congbao.chinhphu.vn/van-ban/van-ban-hop-nhat-so-52-vbhn-vpqh-45714.htm>>